

# 埋蔵文化財の取扱いについて

埋蔵文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない貴重な財産です。土木工事を行う際、埋蔵文化財の現状保存が困難である場合は、記録保存の措置が必要です。

埋蔵文化財包蔵地の中で土木工事を行う場合は、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）の適用を受けます。工事着手に先立ち、埋蔵文化財の有無を御確認の上、埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、発掘届を提出して下さい。

## 埋蔵文化財発掘届等について

種 別	文化財保護法	手 続 き 等
民間の方が土木工事等を行う場合	第93条	着手しようとする日の60日前までに届出を提出
国・地方公共団体等が公共の土木工事等を行う場合	第94条	事業計画の策定にあたって通知を提出
民間の方が土木工事等で遺跡を不時に発見した場合	第96条	現状を変更することなく届出を提出
国・地方公共団体等が公共の土木工事で遺跡を不時に発見した場合	第97条	現状を変更することなく通知を提出

## 文化財保護法抜粋

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

**お問い合わせ 大阪市教育委員会 生涯学習部 文化財保護担当**

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

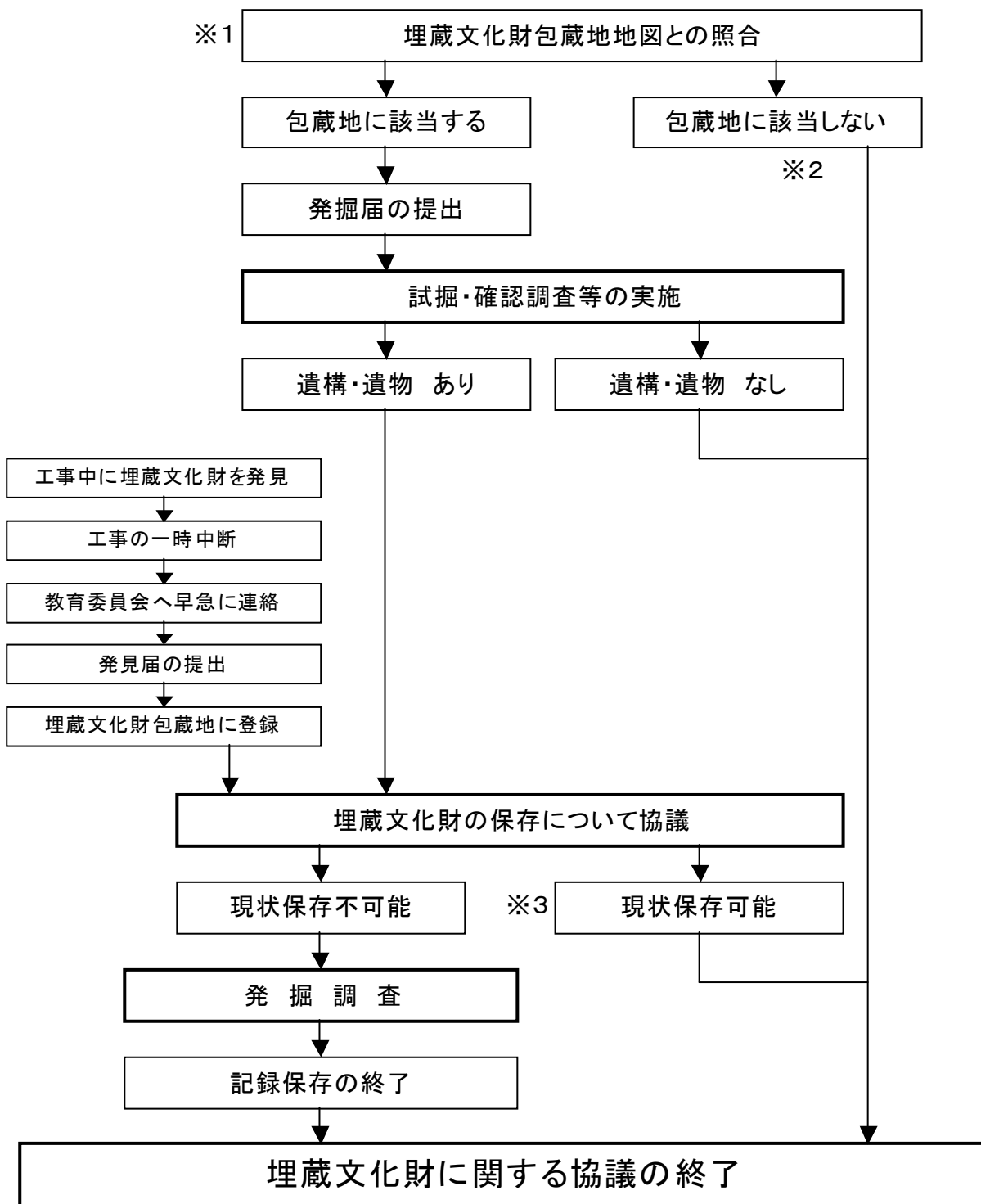
大阪市役所 本庁舎3階

TEL 06-6208-9168

FAX 06-6201-5759

※大阪市ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/> にもご案内・届出様式を掲載しています。

# 工事対象地内における埋蔵文化財に関する協議



※1 埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうかは、文化財保護担当にお問い合わせ下さい。

※2 「大規模建築物」の場合は包蔵地外でも別途協議が必要です。

※3 「現状保存可能」とは、工事による影響が埋蔵文化財におよばない場合などです。

## 「埋蔵文化財発掘の届出」の記入について

	第 号 平成〇〇年 〇月 〇日
大阪市教育委員会教育長 様	工事・事業主体者(施主) の届出になります
住所 大阪市〇〇区××町1-1-1 氏名等 〇〇 〇〇 印	朱肉の印 認印で可
埋蔵文化財発掘の届出について	
周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のため発掘を実施したいので、 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定により、 別記1の事項について関係書類を添付し、別記2のとおり届出します。	

- ※ 別記1の事項は、別記2で記入することが必要な項目を示しているだけなので、別記1について記入の必要はありません。
- ※ ただし、別記1の下段の連絡先欄に、教育委員会との窓口となる設計事務所、工務店等の、郵便番号・住所・法人名・担当者名・電話番号を、忘れずに記入してください。

## 別記2 記入例

別記2			
93条第1項			
大市教委 第 号 ・平成 年 月 日 (この欄は記入の必要はありません)			
1. 所在地	地番：〇〇区〇〇町×丁目×番地 (住居表示 ×丁目×番×号)		
2. 面積	敷地面積：〇〇 m <sup>2</sup> 建築面積：〇〇 m <sup>2</sup>		
3. 土地所有者	氏名等： 〇〇 ×× 住所： 〇〇区〇〇町×丁目×番地		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ( )		
遺跡の名称	〇〇遺跡	員数	1
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 港湾 ダム 学校 宅地造成 個人住宅 分譲住宅 共同住宅 兼用住宅 その他住宅 工場 店舗 その他建物 ( ) 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス 電気 水道 下水道 電話通信 農業基盤 農業関係 土砂採取 その他開発 ( )		
工事の概要	鉄筋コンクリート造〇階建 〇棟		
6. 工事主体者	氏名等： 〇〇 ×× 住所： 〇〇区〇〇町×丁目×番地		
7. 施行責任者	氏名： 〇〇 ×× 住所： 〇〇区〇〇町×丁目×番地		
8. 着手時期	平成〇〇年 〇月 〇日	9. 終了時期	平成〇〇年 〇月 〇日
10. 参考事項			
指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ( ) (この欄は記入の必要はありません)		

〔注意事項〕

- ① 太線内は届出者が記入。
- ② 4. 遺跡の種類・現状・時代 及び 5. 工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は( )内に記入。
- ③ 指導事項欄は大阪市教育委員会で記入。

文化財保護担当で確認して下さい

届出者と同一です

未定でも結構です

- ・ 発掘届は、大阪市教育委員会教育長あて、文化財保護担当へ1部を御提出ください。
- ・ 公共事業の場合は、書式と部数が異なりますのでお問い合わせください。
- ・ 発掘届はA4判で作成し、本届出のほか、工事の概要を示す図面（工事現場の位置図・配置図・1階平面図・基礎断面図）の4種類を1枚ずつ添付し、左側をホッチキス止めしてください。